土佐清水市建設工事請負契約の入札に係る積算等疑義申立て手続に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札参加者が設計書に係る積算内容の確認及び積算等に係る疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

（申立ての対象）

第２条　設計書に係る積算内容及び最低制限価格の疑義申立ては、本市が発注する建設工事に係る、次の各号に掲げる入札（落札候補者が決定しなかった入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。）及び最低制限価格の計算への疑義（以下「積算等疑義」という。）とする。

（１）土木一式工事及び水道施設工事

（２）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

（開札前の対応）

第３条　市長は、入札の公告あるいは指名通知を行った後、開札する前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止する。

２　前項の規定に係わらず、設計違算を訂正し、当該内容を入札参加者に通知することにより入札の公正性が確保できる場合は、入札を続行することができるものとする。

（申立の手続き）

第４条　入札参加者（積算等疑義の対象となる入札に参加したものをいう。以下同じ。）は、積算等疑義があるときは、開札日の翌日から、これを申立てることができる。

２　前項に規定する申立ては、開札日の翌日から起算して２日目の正午までに積算等疑義申立書（第１号様式）を提出することにより行わなければならない。

３　入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の翌日から市役所１階設計書閲覧室において、金額入り設計書を閲覧することができる。ただし、金入り設計書を持ち帰る必要がある場合は、午前８時３０分から午後５時１５分（正午から午後１時までを除く。）に、金入り設計書貸出申請書（様式第２号）を提出し、許可を受け

なければならない。

４　積算等疑義申立書（第１号様式）による申請の内容が次に掲げるいずれかに該当する場合は、疑義の申立てとして取り扱われないものとする。
（１）積算上の不確定な要素（単価が複数想定できるもの等）で、入札前に質問を行い確認すべきもの
（２）積算等疑義が具体的でないもの
（３）積算等疑義が特定できないもの
（４）設計図書等で確認できるもの
（５）積算等疑義申立ての期間後に提出されたもの
（６）その他当該入札に直接関係ないもの

５　第１項から第３項及び次条に規定する期日及び期間は、土佐清水市の休日を定める条例（平成元年３月条例第 10 号）第１条第１項に規定する休日を除いて定めるものとする。

６　第２項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、市長は、期間を短縮し、または延長することができる。

７　第２項及び前項の規定にかかわらず、市長は、入札手続きを速やかに行う必要がある場合または積算等疑義申立てを行う事ができる期間を設ける必要がないと認める場合は、その期間を設けないことができる。

（申立ての回答）
第５条　前条の規定による積算等疑義申立書が提出されたとき、総務課長は所管課長に疑義申立てに係る積算等を確認することを命じ、所管課長は、申立期間終了日の２日後までに当該申立てに対する確認結果を作成しなければならない。申立ての回答は、建設事業管理審査委員会に諮ったうえで、協議結果に基づく積算等疑義申立に係る回答書（第３号様式）を作成し、疑義申立てをした者に回答するものとする。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了日時を書面により伝えなければならない。

（申立て結果の取扱い）
第６条　積算等疑義の申立てがあった入札の取扱いは、第５条の確認結果に基づき、次の各号のとおりとする。
（１）積算内容等に誤りがなかった場合は、当該入札事務を続行する。

（２）積算内容等に誤りがあると認められる場合は、原則、当該入札を中止とし、落札決定を取消しする。ただし、積算内容等に誤りがあると認められる場合であっても、落札者に変更がない、かつ、入札条件に変更がなく公平性が確保されると認められる場合は、当該入札事務を続行することができる。

（その他）
第７条　この要綱に定めのない事項は、高知県等の運用を準用し、建設事業管理審査委員会で協議のうえ決定するものとする。

附 則
この要綱は、令和８年５月１日から施行し、一般競争入札については、施行日以降に公告する建設工事から適用し、指名競争入札については、施行日以降に指名する建設工事から適用する。